

新設法人説明会等の御案内

藤 枝 税 務 署

平素は、税務行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、御存じのとおり、法人の事業活動には、会計帳簿の作成や帳簿書類の保存だけでなく、税務申告や納税が必要となります。

藤枝税務署では、法人税、消費税、源泉所得税及び印紙税の基本的な事項について御理解いただくために、法人を設立された事業者の方を対象とした説明会を下記のとおり開催いたしますので御案内申し上げます。

なお、事前予約制とさせていただきますので、事前に下記のお問合せ先までお申込み願います。

記

1 開催日時

令和7年11月17日（月） 午後1時30分から午後3時00分まで

2 開催場所

藤枝市民会館 2階 会議室（藤枝市岡出山1丁目11-1）

3 説明事項

- （1）法人税の基本的事項
- （2）消費税の仕組みと手続
- （3）適格請求書等保存方式（インボイス制度）の仕組みと手続
- （4）源泉徴収の仕方
- （5）印紙税の基本的事項
- （6）自主点検チェックシートガイドブックの活用について

（注）説明会に参加される方は、筆記用具を御持参ください。

《お問合せ先》

藤枝税務署 法人課税第一部門

（担 当）深澤 定

（電話番号）054-641-0813（直通）

※ この説明会は、公益社団法人藤枝法人会と共同開催しています。